

国立大学法人大分大学設置計画管理委員会規程

平成30年2月13日制定
平成30年規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第8条の2の規定により、国立大学法人大分大学において大学等の設置に係る設置計画（以下「設置計画」という。）を確実に履行するために設置する国立大学法人大分大学設置計画管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 設置計画書の内容確認及び作成に係る工程管理
- (2) 設置計画の履行状況確認
- (3) 設置計画に係る学部等への指導及び助言
- (4) 役員会への状況報告
- (5) 設置計画の管理に係る事項の審議
- (6) その他設置計画に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事 2人
 - (2) 学長が指名する学長特命補佐
 - (3) 各学部長
 - (4) 事務局長
 - (5) 総務部長
 - (6) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第6号の委員は、学長が指名する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その業務を総括する。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 第2条第5号に規定する審議のための委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(議事の特例)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の場合において、議長は、当該議事の結果について次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月13日から施行する。

附 則 (令和2年規程第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第28号)

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則 (令和4年規程第21号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。